

救援者費用等追加補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	救援者費用等保険金または治療・救援費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額または保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が救援者費用等特約(*1)第2条(保険金を支払う場合)(1)または治療・救援費用特約(*2)第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の③から⑤までのほか、下表のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約、救援者費用等特約または治療・救援費用特約および普通約款(*3)の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。

①	被保険者が責任期間中に誘拐されたことが外務省、事故発生地の在外公館または事故発生地の警察等の公的機関に届出されたこと。
②	被保険者が責任期間中に行方不明になったことが外務省、事

故発生地の在外公館または事故発生地の警察等の公的機関に届出されたこと。

(2) (1)の表のいずれかに該当した場合でも、被保険者のために要求された身代金またはその他これに準じる財物に対しては保険金を支払いません。

(3) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。ただし、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

(4) (1)の表のいずれかに該当した場合に当社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、救援者費用等特約第7条(当社の責任限度額)または治療・救援費用特約第6条(当社の責任限度額)の規定にかかわらず、300万円を限度とします。ただし、それぞれの特約の保険金額を限度とします。

(*1) 救援者費用等補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 治療・救援費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款に付帯された救援者費用等特約または治療・救援費用特約の規定を準用します。